

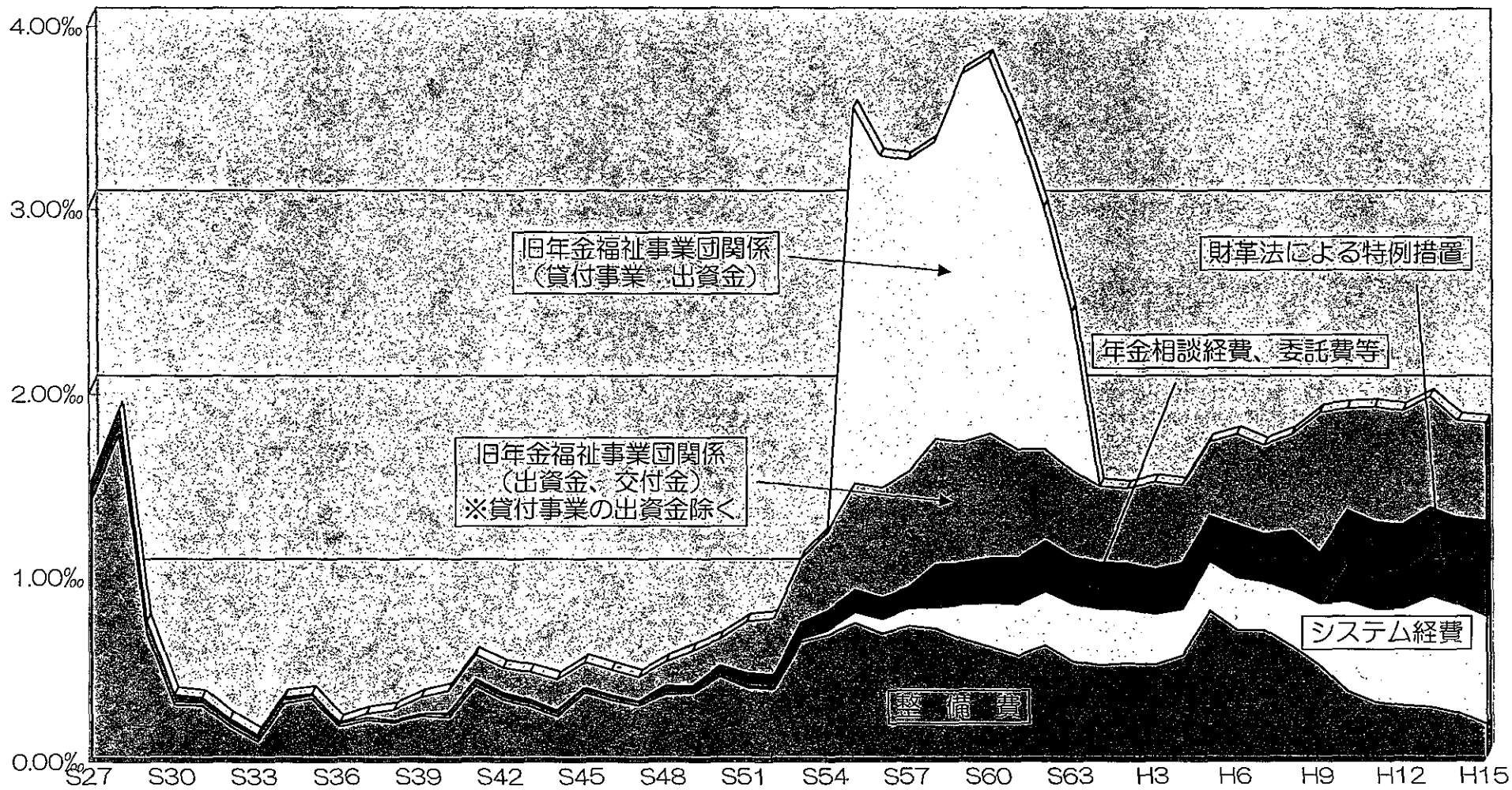
年金の福祉還元事業に関する検証会議	資料1
平成17年6月30日	

## 第4回会議における質問事項等について

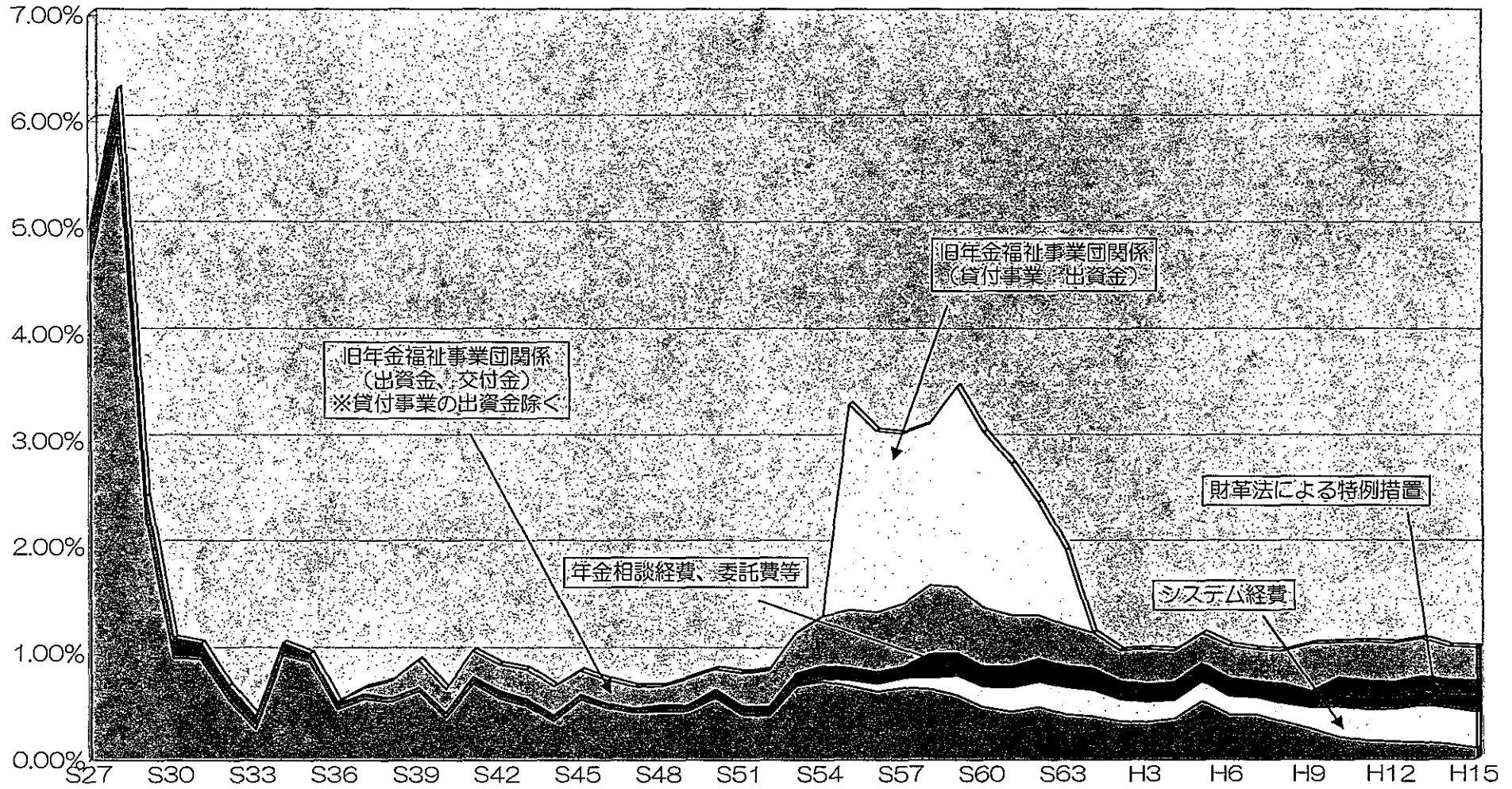
## 目 次

	頁
○年金給付以外の支出に係る保険料率換算の推移(単純推計)【厚生年金保険】	1
○保険料収入に占める年金給付以外の支出の割合【厚生年金保険】	2
○年金給付以外の支出の種類	3
○保険料(率)の推移	4
○船員保険保険料率の改正経過	5
○公的宿泊施設の状況	8
○主な制度における福祉事業等の位置づけ	9

年金給付以外の支出に係る保険料率換算の推移（単純推計）[厚生年金保険]



保険料収入に占める年金給付以外の支出の割合（厚生年金保険）



## 年 金 給 付 以 外 の 支 出 の 種 類

区 分	経 費 の 説 明
整備費	○厚生年金会館等の年金福祉施設の新設及び改修工事費、施設建設用地取得費
システム経費	○年金相談、年金の迅速な裁定等の被保険者等へのサービス向上ためのシステム経費
財革法による特例措置	○財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成9年法律第109号）の特例措置を受けて保険料財源を充てた事務費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金手帳、納入告知書等の印刷費、郵送料、事務管理費</li> <li>・適用、徴収及び給付に係るシステム経費</li> <li>・社会保険事務所庁舎、職員宿舍経費等</li> </ul>
年金相談経費、委託費等	○振込通知書、年金制度周知に係るリーフレット作成費等 ○年金相談等に係る謝金及び旅費、年金相談センター等の借料 ○整形外科療養等の事業委託に係る経費
旧年金福祉事業団関係 （出資金、交付金） ※貸付事業の出資金を除く	○グリーンピア建設に係る資金運用部借入金の元本償還金及び利息支払 ○旧年金福祉事業団等の事務費 ○被保険者住宅等の貸付事業に係る利子補給金
旧年金福祉事業団関係 （貸付事業：出資金）	○被保険者住宅等の貸付事業の原資

保険料(率)の推移

【厚生年金保険料(標準報酬ベース、労使折半)】

【国民年金保険料】

実施時期	男子	女子
S17.6~	6.4%	
S19.10~	11.0%	
S22.9~	9.4%	6.8%
S23.8~	3.0%	3.0%
S29.5~	3.0%	3.0%
S35.5~	3.5%	
S40.5~	5.5%	3.9%
S44.11~	6.2%	4.6%
S46.11~	6.4%	4.8%
S48.11~	7.6%	5.8%
S51.8~	9.1%	7.3%
S55.10~	10.6%	8.9%
S56.6~		9.0%
S57.6~		9.1%
S58.6~		9.2%
S59.6~		9.3%
S60.10~	12.4%	11.3%
S61.10~		11.45%
S62.10~		11.6%
S63.10~		11.75%
H元.10~		11.9%
H2.1~	14.3%	13.8%
H3.1~	14.5%	14.15%
H4.1~		14.3%
H5.1~		14.45%
H6.1~		14.5%
H6.11~	16.5%	
H8.10~	17.35%	
H15.4~	13.58%	
H16.10~	13.934%	

実施時期	20~34歳	35歳以上
S36.4~	100円	150円
S42.1~	200円	250円
S44.1~	250円	300円
S45.7~	450円	
S47.7~	550円	
S49.1~	900円	
S50.1~	1,100円	
S51.4~	1,400円	
S52.4~	2,200円	
S53.4~	2,730円	
S54.4~	3,300円	
S55.4~	3,770円	
S56.4~	4,500円	
S57.4~	5,220円	
S58.4~	5,830円	
S59.4~	6,220円	
S60.4~	6,740円	
S61.4~	7,100円	
S62.4~	7,400円	
S63.4~	7,700円	
H元.4~	8,000円	
H2.4~	8,400円	
H3.4~	9,000円	
H4.4~	9,700円	
H5.4~	10,500円	
H6.4~	11,100円	
H7.4~	11,700円	
H8.4~	12,300円	
H9.4~	12,800円	
H10.4~	13,300円	
H17.4~	13,580円	

※ 平成15年4月以降の保険料率は、総報酬ベースの率である。

船員保険保険料率の改正経過

(単位：%)

	15.	18.	20.	22.	23.	24.	26.	28.	29.	32.	35.	40.	41.	42.	44.	45.	46.	46.	48.
	6.1 } 18. 9.30	10.1 } 20. 3.31	4.1 } 22. 10.31	11.1 } 23. 8.31	9.1 } 24. 5.31	6.1 } 25. 12.31	1.1 } 28. 3.31	4.1 } 29. 4.30	5.1 } 32. 3.31	4.1 } 35. 4.30	5.1 } 40. 4.30	5.1 } 41. 3.31	4.1 } 42. 7.31	8.1 } 44. 10.31	11.1 } 45. 10.31	11.1 } 45. 12.31	1.1 } 46. 10.31	11.1 } 48. 10.31	11.1 } 49. 12.31
疾病給付	18	36	40	40	47.8	69	76	80	87	92	91	91	101	104	104	104	104	104	104
船舶所有者負担	9	28	31	31	34.9	51	58.5	61.5	63.5	66	65.5	65.5	74	75	75	75	75	75	75
被保険者負担	9	8	9	9	12.9	18	17.5	18.5	23.5	26	25.5	25.5	27	29	29	29	29	29	29
長期給付	64	64	122	123	38.2	34	39	39	49	49	56	81	81	81	92	98	99	101	116
船舶所有者負担	32	32	61	64	22.1	20	22.5	22.5	31.5	31.5	35	47.5	47.5	47.5	53	59	60	61	68.5
被保険者負担	32	32	61	59	16.1	14	16.5	16.5	17.5	17.5	21	33.5	33.6	33.5	39	39	39	40	47.5
失業給付				22	22	20	20	20	16	14	11	11	11	11	11	11	11	11	11
船舶所有者負担				11	11	10	10	10	8	7	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5
被保険者負担				11	11	10	10	10	8	7	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5
福祉事業費			8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
船舶所有者負担																			
事務費							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
船舶所有者負担																			
赤字償還財源							16	12		2	2	2							
船舶所有者負担							12	9		1.5	1.5	1.5							
被保険者負担							4	3		0.5	0.5	0.5							
合計	82	100	170	192	115	130	160	160	161	166	169	194	202	205	216	222	223	225	240
船舶所有者負担	41	60	100	113	75	88	112	112	112	115	116.5	129	136	137	142.5	148.5	149.5	150.5	158
被保険者負担	41	40	70	79	40	42	48	48	49	51	52.5	65	66	68	73.5	73.5	73.5	74.5	82

- (注) 1 福祉事業費及び事務費は、全額船舶所有者の負担である。  
 2 46. 1. 1以降の保険料率は、個別メリット保険料率の適用を受ける場合、±6 (52. 4. 1以降は±7、55.12. 1以降は±8、2. 3. 1以降は、±9、3. 3. 1以降は、±13、15. 4. 1以降は、±11、16. 3. 1以降は、±15) の範囲内のものとなる。  
 3 60.10. 1以降の料率は、特別失業保険料率の適用を受ける場合、本表の+5の範囲内のものとなる。  
 4 疾病給付、疾病任継及び合計の( )内は介護保険料率の別掲であり、疾病給付においては労使折半、疾病任継においては全額被保険者負担である。

# 船員保険保険料率の改正経過

(単位：%)

	50. 1.1 }	51. 8.1 }	53. 2.1 }	54. 6.1 }	55. 10.1 }	55. 12.1 }	56. 3.1 }	57. 4.1 }	59. 4.1 }	59. 8.1 }	60. 10.1 }	61. 4.1 }	元. 3.1 }	2. 3.1 }	3. 3.1 }	12. 4.1 }	13. 1.1 }	13. 3.1 }	14. 3.1 }	
	51. 7.31	53. 1.31	54. 5.31	55. 9.30	55. 11.30	56. 2.28	57. 3.31	59. 3.31	59. 7.31	60. 9.30	61. 3.31	元. 2.28	2. 2.28	3. 2.28	12. 3.31	12. 12.31	13. 2.28	13. 2.28	14. 3.31	
疾病給付	104	104	108	108	108	108	118	128	128	128	128	128	129	131	124	124	124	124	124	
船舶所有者負担	75	75	77	77	77	77	82	87	87	87	87	87	87.5	88.5	80	80	80	80	80	
被保険者負担	29	29	31	31	31	31	36	41	41	41	41	41	41.5	42.5	44	44	44	44	44	
長期給付	115	126	126	126	145	148	148	148	148	148	159	23	24	26	36	36	36	36	36	
船舶所有者負担	67.5	73	73	73	82.5	85.5	85.5	85.5	85.5	85.5	91	23	24	26	36	36	36	36	36	
被保険者負担	47.5	53	53	53	62.5	62.5	62.5	62.5	62.5	62.5	68									
失業給付	11	11	11	14	14	14	14	14	14	19	19	19	20	20	20	20	20	20	20	
船舶所有者負担	5.5	5.5	5.5	7	7	7	7	7	7	9.5	9.5	9.5	10	10	10	10	10	10	10	
被保険者負担	5.5	5.5	5.5	7	7	7	7	7	7	9.5	9.5	9.5	10	10	10	10	10	10	10	
福祉事業費	10	10	10	10	10	12	12	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	
船舶所有者負担(特別支給金)	3	3	3	3	3	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
その他	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
事務費	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
船舶所有者負担																				
疾病任継			51.7.1 }	53.3.1 }			56.4.1 }	57.4.1 }					元.4.1 }	2.4.1 }	3.4.1 }	12.4.1 }	13.1.1 }	13.4.1 }	14.4.1 }	
被保険者			53.2.28	56.3.31			57.3.31	元.3.31					2.3.31	3.3.31	12.3.31	12.12.31	13.3.31	14.3.31	15.3.31	
			72	76			86	96					97	99	102		(3.0)	(15.9)	(16.6)	(16.5)
合計	242	253	257	260	279	284	294	304	305	310	321	185	188	192	195	195	195	195	195	
船舶所有者負担	160	165.5	167.5	169	178.5	183.5	188.5	193.5	194.5	197	202.5	134.5	136.5	139.5	141	141	141	141	141	
被保険者負担	82	87.5	89.5	91	100.5	100.5	105.5	110.5	110.5	113	118.5	50.5	51.5	52.5	54	54	54	54	54	

(注) 1 福祉事業費及び事務費は、全額船舶所有者の負担である。

2 46. 1. 1以降の保険料率は、個別メリット保険料率の適用を受ける場合、±6 (52. 4. 1以降は±7、55.12. 1以降は±8、2. 3. 1以降は、±9、3. 3. 1以降は、±13、15. 4. 1以降は、±11、16. 3. 1以降は、±15) の範囲内のものとなる。

3 60.10. 1以降の料率は、特別失業保険料率の適用を受ける場合、本表の+5の範囲内のものとなる。

4 疾病給付、疾病任継及び合計の ( ) 内は介護保険料率の別掲であり、疾病給付においては労使折半、疾病任継においては全額被保険者負担である。



# 船員保険保険料率の改正経過

(単位：%)

	15. 4.1 }	16. 3.1 }																
疾病給付	123	111																
船舶所有者負担	(9.7)	(12.5)																
被保険者負担	77.5	65.5																
	(4.85)	(6.25)																
	45.5	45.5																
	(4.25)	(6.25)																
長期給付	32	44																
船舶所有者負担	32	44																
被保険者負担																		
失業給付	18	18																
船舶所有者負担	9	9																
被保険者負担	9	9																
福祉事業費	12	12																
船舶所有者負担(特別支給金)	6	6																
〃(その他)	6	6																
事務費	2	2																
船舶所有者負担																		
疾病任継			15.4.1	16.4.1														
被保険者			16.3.31															
			105															
			(9.7)	(12.5)														
合計(一般・災害分)	187	187																
合計(介護分)	(9.7)	(12.5)																
船舶所有者負担(除介護)	132.5	132.5																
〃(介護分)	(4.85)	(6.25)																
被保険者負担(除介護)	54.5	54.5																
〃(介護分)	(4.85)	(6.25)																

- (注) 1 福祉事業費及び事務費は、全額船舶所有者の負担である。  
 2 46.1.1以降の保険料率は、個別メリット保険料率の適用を受ける場合、±6(52.4.1以降は±7、55.12.1以降は±8、2.3.1以降は±9、3.3.1以降は±13、15.4.1以降は±11、16.3.1以降は±15)の範囲内のものとなる。  
 3 60.10.1以降の料率は、特別失業保険料率の適用を受ける場合、本表の+5の範囲内のものとなる。  
 4 疾病給付、疾病任継及び合計の( )内は介護保険料率の別掲であり、疾病給付においては労使折半、疾病任継においては全額被保険者負担である。

## 公的宿泊施設の状況

		H11	H12	H13	H14	H15
国家公務員共済 (各府省共済組合分)	施設数 定員数(人)	65施設 2,885人	58施設 2,843人	50施設 2,595人	45施設 2,515人	39施設 2,339人
	黒字施設	22施設	11施設	13施設	15施設	10施設
	赤字施設	43施設	47施設	37施設	30施設	29施設
	利用者数 (千人)	宿泊 382 その他 —	宿泊 370 その他 —	宿泊 345 その他 —	宿泊 325 その他 951	宿泊 293 その他 897
国家公務員共済 (国家公務員共済組合 連合会分)	施設数 定員数(人)	58施設 4,557人	51施設 4,193人	49施設 4,175人	48施設 4,125人	48施設 4,125人
	黒字施設	23施設	25施設	32施設	43施設	45施設
	赤字施設	35施設	26施設	17施設	5施設	3施設
	利用者数 (千人)	宿泊 851 その他 1,391	宿泊 802 その他 1,354	宿泊 849 その他 1,462	宿泊 896 その他 1,497	宿泊 889 その他 1,481
地方公務員共済 (総務省所管組合分)	施設数 定員数(人)	132施設 11,625人	128施設 11,272人	125施設 11,084人	124施設 10,971人	118施設 10,651人
	黒字施設	—	—	—	—	—
	赤字施設	—	—	—	—	—
	利用者数 (千人)	宿泊 — その他 —	宿泊 — その他 —	宿泊 — その他 —	宿泊 — その他 —	宿泊 — その他 —
私立学校共済	施設数 定員数(人)	23施設 2,567人	22施設 2,523人	22施設 2,523人	22施設 2,523人	22施設 2,490人
	黒字施設	9施設	8施設	9施設	11施設	12施設
	赤字施設	14施設	14施設	13施設	11施設	10施設
	利用者数 (千人)	宿泊 535 その他 1,640	宿泊 520 その他 1,633	宿泊 525 その他 1,619	宿泊 522 その他 1,502	宿泊 518 その他 1,426
年金福祉施設 (宿泊施設のみ)	施設数 定員数(人)	150施設 13,558人	152施設 13,840人	152施設 13,818人	152施設 13,834人	150施設 13,684人
	黒字施設	98施設	104施設	114施設	111施設	112施設
	赤字施設	52施設	48施設	38施設	41施設	38施設
	利用者数 (千人)	宿泊 2,711 その他 27,717	宿泊 2,675 その他 27,997	宿泊 2,703 その他 26,885	宿泊 2,663 その他 26,751	宿泊 2,638 その他 26,392
大規模年金保養基地 (グリーンピア)	施設数 定員数(人)	13施設 4,269人	12施設 4,101人	12施設 4,101人	8施設 3,038人	6施設 2,579人
	黒字施設	9施設	8施設	5施設	7施設	4施設
	赤字施設	4施設	4施設	7施設	1施設	2施設
	利用者数 (千人)	宿泊 1,453 その他 565	宿泊 1,398 その他 530	宿泊 1,439 その他 531	宿泊 1,170 その他 432	宿泊 871 その他 335

(注)

・対象施設は、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法に基づく福祉事業の宿泊施設(宿泊所、保養所、会館)、厚生年金保険法及び国民年金法に基づく年金福祉施設のうち宿泊施設、大規模年金保養基地(グリーンピア)。

・施設数は、各年度末時点において運営を行っている施設の数(休館施設は含まない)。

・定員数は、各年度末時点において運営を行っている施設の定員数の合計。

・黒字施設及び赤字施設は、各年度末時点において運営を行っている施設について、収支差額がプラスの施設(黒字施設)及びマイナスの施設(赤字施設)の数。なお、各事業における収支差額は、以下のとおり。

国家公務員共済…施設運営に係る収支差額(施設の減価償却費は含まず、固定資産税及び各所修繕費等の維持管理費を含む。また、施設運営は各府省共済組合及び国家公務員共済組合連合会が独立採算で行っており、国等からの運営費補助は行われていない。)

私立学校共済…施設運営に係る収支差額(施設の減価償却費は含まず、固定資産税及び各所修繕費等の維持管理費を含む。また、施設運営は日本私立学校振興・共済事業団が独立採算で行っており、国等からの運営費補助は行われていない。)

年金福祉施設…施設運営に係る収支差額(施設は国有財産であるため、施設の用地取得費、建設及び改修等の整備費並びに減価償却費や固定資産税は含まない。また、施設運営は委託先団体が独立採算で行っており、国等からの運営費補助は行われていない。)

グリーンピア…施設運営に係る収支差額(施設の設置に係る財投借入金及び借入金利息、減価償却費、固定資産税等の維持管理費は含まない。また、施設運営は委託先団体が独立採算で行っており、国等からの運営費補助は行われていない。)

・利用者数は、各年度において、宿泊、その他(会議等)で施設を利用した延べ人数。

・所管省でデータを把握していない場合は、当該データの欄に「—」を記入している。

## 主な制度における福祉事業等の位置づけ

	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）	船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）	児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）																												
事業の根拠	<p>○ 政府は、被保険者、被保険者であった者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。（法第 79 条）</p> <p>※ グリーンピア及び年金住宅融資事業は、同条及び旧年金福祉事業団法等に基づき、被保険者等への福祉事業として実施。</p>	<p>○ 政府は、被保険者、被保険者であった者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うことに努めなければならない。（法第 57 条の 2 第 1 項）</p> <p>○ 政府は、被保険者等及び保険給付の受給者の福祉を増進するため、必要な事業を行うことができる。（法第 57 条の 2 第 3 項）</p>	<p>○ 政府は、児童手当の支給に支障がない限りにおいて、児童育成事業を行うことができる。（法第 29 条の 2）</p> <p>※ 児童育成事業の主な例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブの普及促進事業</li> <li>・児童館等の遊び場の確保</li> <li>・特別な保育の推進</li> </ul>																												
保険料等の徴収、費用負担の割合	<p>○ 政府は、厚生年金保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収。（法第 81 条第 1 項）</p> <p>※ グリーンピア及び年金住宅融資事業は、同条及び旧年金福祉事業団法等に基づく政府出資金及び交付金により実施。</p> <p>○ 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担。（法第 82 条第 1 項）</p>	<p>○ 政府は、船員保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収。（法第 59 条第 1 項）</p> <p>○ 被保険者は、保険料額のうち一定額（※）を負担し、被保険者を使用する船舶所有者は、被保険者が負担する額を除いた額を負担。（法第 60 条第 1 項）</p> <p>※ 例えば、標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ 54.5%を乗じた額等</p>	<p>○ 政府は、児童手当の支給に要する費用及び児童育成事業に要する費用に充てるため、一般事業主から、拠出金を徴収。（法第 20 条第 1 項）</p>																												
保険料等の額の算定	<p>○ 保険料額は、標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ保険料率を乗じて得た額とする。（法第 81 条第 3 項）</p> <p>○ 保険料率は、次の表の左欄に掲げる月分の保険料について、それぞれ同表の右欄に定める率とする。（法第 81 条第 4 項）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">平成 16 年 10 月から 平成 17 年 8 月までの分</td> <td style="width: 30%;">1,000 分の 139.34</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（以下、略）</td> <td style="text-align: center;">（以下、略）</td> </tr> </table>	平成 16 年 10 月から 平成 17 年 8 月までの分	1,000 分の 139.34	（以下、略）	（以下、略）	<p>○ 保険料額は、一般保険料額（被保険者期間の各月ごとに、被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率（※）を乗じて得た額）等とする。（法第 59 条第 2 項、第 5 項）</p> <p>※ 例えば、117%に災害保険料率を加えた率</p> <p style="text-align: center;">（参考）保険料率 <span style="float: right;">（%）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="width: 25%;">被保険者負担</th> <th style="width: 25%;">船舶所有者負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>疾病部門（一般給付分）</td> <td style="text-align: center;">45.5</td> <td style="text-align: center;">45.5</td> </tr> <tr> <td>失業部門</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td>福祉事業（施設等）</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>（小計）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">117</td> </tr> <tr> <td>災害保険料率</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">70</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">187</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記のほか、40 歳以上 65 歳未満の被保険者については、介護保険料率として 12.5%（労使折半）を上乗せ。</p>		被保険者負担	船舶所有者負担	疾病部門（一般給付分）	45.5	45.5	失業部門	9	9	福祉事業（施設等）	-	6	事務費	-	2	（小計）	117		災害保険料率	-	70	合計	187		<p>○ 拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額（以下「賦課標準」）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。（法第 21 条第 1 項）</p> <p>○ 拠出金率は、毎年度における</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 児童手当支給費の予想総額の 7 割 ÷ 賦課標準の予想総額</li> <li>② 児童育成事業費のうち拠出金を充てる額の予想額 ÷ 賦課標準の予想総額</li> </ol> <p>を合計した率を基準として、政令で定める。（法第 21 条第 2 項）</p> <p>※平成 17 年度における拠出金率：千分の 0.9</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="margin: 0;">①児童手当支給分：千分の 0.736</p> <p style="margin: 0;">②児童育成事業分：千分の 0.164</p> </div> <p>○ 毎年度の上記②の率は、前年度の②の率を標準とし、当該前年度以前 5 年度の各年度の②の率を勘案して設定しなければならない。（法第 21 条第 3 項）</p>
平成 16 年 10 月から 平成 17 年 8 月までの分	1,000 分の 139.34																														
（以下、略）	（以下、略）																														
	被保険者負担	船舶所有者負担																													
疾病部門（一般給付分）	45.5	45.5																													
失業部門	9	9																													
福祉事業（施設等）	-	6																													
事務費	-	2																													
（小計）	117																														
災害保険料率	-	70																													
合計	187																														

	国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号)	地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号)	私立学校教職員共済法 (昭和 28 年法律第 245 号)																																																																																																					
事業の根拠	<p>○ 国家公務員共済組合は、組合員の福祉の増進に資するため、福祉事業（組合員の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営等）を行うことができる。（法第 3 条第 5 項、第 98 条第 1 項）</p> <p>※ 全ての組合をもって組織する国家公務員共済組合連合会においても、福祉事業を実施（法第 21 条）</p>	<p>○ 地方公務員共済組合は、組合員の福祉の増進に資するため、福祉事業（組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営等）を行うことができる。（法第 112 条）</p> <p>※ 全ての市町村職員共済組合等をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会においても、福祉事業を実施（法第 27 条）。なお、全ての組合及び全国市町村職員共済組合連合会をもって組織する地方公務員共済組合連合会は、福祉事業を実施していない。</p>	<p>○ 私立学校教職員共済制度は、日本私立学校振興・共済事業団が管掌する。（法第 2 条）</p> <p>○ 事業団は、加入者の福祉を増進するため、福祉事業（加入者の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営等）を行う。（法第 26 条）</p>																																																																																																					
保険料等の徴収、費用負担の割合	<p>○ 掛金は、組合員の資格取得日の属する月から資格喪失日の属する月の前月までの各月につき、徴収。（法第 100 条第 1 項）</p> <p>○ 福祉事業に要する費用は、掛金 100 分の 50、国又は公社の負担金 100 分の 50 をもって充てる。（法第 99 条第 2 項）</p> <p>○ 福祉事業においては、事業内容に応じて区分経理されており、他の経理からの借入金や繰入資金を事業の財源とすることができる。（法施行規則第 7 条、第 13 条）</p>	<p>○ 掛金は、組合員の資格取得日の属する日から資格喪失日の属する月の前月までの各月につき、徴収。（法第 114 条第 1 項）</p> <p>○ 福祉事業に要する費用は、掛金 100 分の 50、地方公共団体の負担金 100 分の 50 をもって充てる。（法第 113 条第 2 項）</p>	<p>○ 事業団は、福祉事業を含む共済業務に要する費用に充てるため、掛金を徴収。（法第 27 条第 1 項）</p> <p>○ 掛金は、加入者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収。（法第 27 条第 2 項）</p> <p>○ 加入者及びその加入者を使用する学校法人等は、掛金を折半して、これを負担する。（法第 28 条第 1 項）</p>																																																																																																					
保険料等の額の算定	<p>○ 掛金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準として算定し、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、組合の定款で定める。（法第 100 条第 3 項）</p> <p>※ 厚生労働省共済組合定款 掛金の額は、次の表に掲げる組合員の種別に応じて、それぞれ当該組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に同表に掲げる掛金率を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">組合員の種別</th> <th colspan="3">掛金率</th> </tr> <tr> <th>短期給付</th> <th>福祉事業</th> <th>介護納付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長期組合員</td> <td>32.40</td> <td>1.03</td> <td>3.86</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">短期組合員</td> <td>32.40</td> <td>1.03</td> <td>3.86</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">船員組合員</td> <td>24.00</td> <td>1.03</td> <td>3.86</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">任意継続組合員</td> <td>64.80</td> <td>2.06</td> <td>7.72</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>	組合員の種別	掛金率			短期給付	福祉事業	介護納付金	長期組合員	32.40	1.03	3.86	1,000	1,000	1,000	短期組合員	32.40	1.03	3.86	1,000	1,000	1,000	船員組合員	24.00	1.03	3.86	1,000	1,000	1,000	任意継続組合員	64.80	2.06	7.72	1,000	1,000	1,000	<p>○ 掛金は、組合員の給料の額及び期末手当等の額を標準として算定し、その給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合は、組合の定款で定める。（法第 114 条第 3 項）</p> <p>※ 地方職員共済組合定款 （地方職員共済組合は、道府県職員等で組織。） 掛金の額は、組合員の給料及び期末手当等の額に次の各表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">組合員の種別</th> <th colspan="3">給料と掛金との割合</th> </tr> <tr> <th colspan="2">短期給付</th> <th rowspan="2">福祉事業</th> </tr> <tr> <th>短期分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般組合員</td> <td>1000 分の 36.98</td> <td>1000 分の 4.93</td> <td>1000 分の 1.48</td> </tr> <tr> <td>知事組合員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>船員一般組合員</td> <td>1000 分の 29.48</td> <td>1000 分の 4.93</td> <td>1000 分の 1.48</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">組合員の種別</th> <th colspan="3">期末手当等と掛金との割合</th> </tr> <tr> <th colspan="2">短期給付</th> <th rowspan="2">福祉事業</th> </tr> <tr> <th>短期分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般組合員</td> <td>1000 分の 29.58</td> <td>1000 分の 3.94</td> <td>1000 分の 1.18</td> </tr> <tr> <td>知事組合員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>船員一般組合員</td> <td>1000 分の 23.58</td> <td>1000 分の 3.94</td> <td>1000 分の 1.18</td> </tr> </tbody> </table>	組合員の種別	給料と掛金との割合			短期給付		福祉事業	短期分	介護分	一般組合員	1000 分の 36.98	1000 分の 4.93	1000 分の 1.48	知事組合員				船員一般組合員	1000 分の 29.48	1000 分の 4.93	1000 分の 1.48	組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			短期給付		福祉事業	短期分	介護分	一般組合員	1000 分の 29.58	1000 分の 3.94	1000 分の 1.18	知事組合員				船員一般組合員	1000 分の 23.58	1000 分の 3.94	1000 分の 1.18	<p>○ 掛金は、加入者の標準給与の月額及び標準賞与の額を標準として算定するものとし、その標準給与の月額及び標準賞与の額と掛金との割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。（法第 27 条第 3 項）</p> <p>※ 日本私立学校振興・共済事業団共済規程 標準給与の月額及び標準賞与の額と掛金との割合は、次の表に掲げる加入者の種別等に応じ、同表の定めるところによる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">短期掛金率</th> <th colspan="2">長期掛金率</th> </tr> <tr> <th>短期給付</th> <th>福祉事業</th> <th>長期給付</th> <th>福祉事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲種加入者</td> <td>千分の六十五・二</td> <td>千分の二・二</td> <td>千分の百八・一四</td> <td>千分の二・二</td> </tr> <tr> <td>乙種加入者</td> <td>千分の六十五・二</td> <td>千分の二・九</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>丙種加入者</td> <td></td> <td></td> <td>千分の百八・一四</td> <td>千分の二・九</td> </tr> </tbody> </table> <p>（介護に係る掛金率等は省略した。）</p>		短期掛金率		長期掛金率		短期給付	福祉事業	長期給付	福祉事業	甲種加入者	千分の六十五・二	千分の二・二	千分の百八・一四	千分の二・二	乙種加入者	千分の六十五・二	千分の二・九			丙種加入者			千分の百八・一四	千分の二・九
組合員の種別	掛金率																																																																																																							
	短期給付	福祉事業	介護納付金																																																																																																					
長期組合員	32.40	1.03	3.86																																																																																																					
	1,000	1,000	1,000																																																																																																					
短期組合員	32.40	1.03	3.86																																																																																																					
	1,000	1,000	1,000																																																																																																					
船員組合員	24.00	1.03	3.86																																																																																																					
	1,000	1,000	1,000																																																																																																					
任意継続組合員	64.80	2.06	7.72																																																																																																					
	1,000	1,000	1,000																																																																																																					
組合員の種別	給料と掛金との割合																																																																																																							
	短期給付		福祉事業																																																																																																					
	短期分	介護分																																																																																																						
一般組合員	1000 分の 36.98	1000 分の 4.93	1000 分の 1.48																																																																																																					
知事組合員																																																																																																								
船員一般組合員	1000 分の 29.48	1000 分の 4.93	1000 分の 1.48																																																																																																					
組合員の種別	期末手当等と掛金との割合																																																																																																							
	短期給付		福祉事業																																																																																																					
	短期分	介護分																																																																																																						
一般組合員	1000 分の 29.58	1000 分の 3.94	1000 分の 1.18																																																																																																					
知事組合員																																																																																																								
船員一般組合員	1000 分の 23.58	1000 分の 3.94	1000 分の 1.18																																																																																																					
	短期掛金率		長期掛金率																																																																																																					
	短期給付	福祉事業	長期給付	福祉事業																																																																																																				
甲種加入者	千分の六十五・二	千分の二・二	千分の百八・一四	千分の二・二																																																																																																				
乙種加入者	千分の六十五・二	千分の二・九																																																																																																						
丙種加入者			千分の百八・一四	千分の二・九																																																																																																				

(参照条文)

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）抜粋

第七十九条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

(保険料)

第八十一条 政府は、厚生年金保険事業に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

2 (略)

3 保険料額は、標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ保険料率を乗じて得た額とする。

4 保険料率は、次の表の上欄に掲げる月分の保険料について、それぞれ同表の下欄に定める率（厚生年金基金の加入員である被保険者にあつては、当該率から第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を控除して得た率）とする。

平成十六年十月から平成十七年八月までの月分	千分の百三十九・三四
平成十七年九月から平成十八年八月までの月分	千分の百四十二・八八
平成十八年九月から平成十九年八月までの月分	千分の百四十六・四二
平成十九年九月から平成二十年八月までの月分	千分の百四十九・九六
平成二十年九月から平成二十一年八月までの月分	千分の百五十三・五〇
平成二十一年九月から平成二十二年八月までの月分	千分の百五十七・〇四
平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分	千分の百六十・五八
平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分	千分の百六十四・一二
平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分	千分の百六十七・六六
平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分	千分の百七十一・二〇
平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分	千分の百七十四・七四
平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十八・二八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百八十一・八二
平成二十九年九月以後の月分	千分の百八十三・〇〇

(保険料の負担及び納付義務)

第八十二条 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。

2・3 (略)

○年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）抜粋

(目的)

第一条 年金福祉事業団は、厚生年金保険及び国民年金の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行うとともに、これらの制度の被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉の増進に必要な施設の設置又は整備を促進するための措置を講ずること並びにこれらの制度及び船員保険制度が支給する年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。

(資本金)

第三条の二 事業団の資本金は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第三十八号）附則第三条の規定により政府が出資した金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(業務の範囲)

第十七条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九条及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第八十四条の施設のうち、保養のための総合施設その他の施設で政令で定めるものの設置及び運営を行うこと。
- 二 次に掲げる者に対し、厚生年金保険又は国民年金の被保険者、被保険者であつた者又は受給権者(以下この号において「被保険者等」と総称する。)の福祉を増進するため必要な老人福祉施設、療養施設その他の施設で政令で定めるものの設置又は整備に要する資金の貸付けを行うこと。
  - イ 厚生年金保険の適用事業所の事業主
  - ロ イに掲げる事業主で組織された事業協同組合その他の法人又はこれらの法人の連合体である法人で政令で定めるもの
  - ハ 被保険者等である者で組織された農業協同組合その他の法人又はこれらの法人の連合体である法人で政令で定めるもの
  - ニ イからハまでに掲げるもののほか、被保険者等の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるもの
- 三 次に掲げる者に対し、それぞれ次に掲げる資金の貸付けを行うこと。
  - イ 前号イから二までに掲げる者で自ら居住するため又は直系血族その他政令で定める親族(以下この号において「直系血族等」という。)の居住の用に供するため住宅を必要とする厚生年金保険の被保険者に対して住宅の建設又は購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。以下「住宅資金」という。)の貸付けを行うもの 当該貸付けに要する資金
  - ロ 自ら居住するため又は直系血族等の居住の用に供するため住宅を必要とする国民年金の被保険者(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)住宅資金
  - ハ 自ら居住するため又は直系血族等の居住の用に供するため住宅を必要とする厚生年金保険の被保険者で前号イから二までに掲げる者から住宅資金の貸付けを受けることが著しく困難なもの 住宅資金
- 四・五 (略)
- 2・3 (略)

(交付金)

第二十七条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その業務に要する費用(第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる業務を行うため必要な貸付資金を除く。)の一部に相当する金額を交付することができる。

○年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)抜粋

(年金福祉事業団の解散等)

- 第一条 年金福祉事業団は、年金資金運用基金(以下「基金」という。)の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて基金が承継する。
- 2~4 (略)

(承継施設業務)

- 第十一条 基金は、基金法第二十四条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、第一条第一項の規定により承継した保養基地資産の譲渡を行うものとし、それまでの間、旧事業団法第十七条第一項第一号に規定する施設(以下「保養基地施設」という。)の運営又は保養基地資産の管理を行う。
- 2~4 (略)

(承継融資業務)

- 第十二条 (略)
- 2 基金は、別に法律で定める日までの間、基金法第二十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
- 一 厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるものに対し、厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉を増進するため必要な住宅の設置に要する資金の貸付けを行うこと。

二 次に掲げる者に対し、それぞれ次に掲げる資金の貸付けを行うこと。

- イ 厚生年金保険の適用事業所の事業主又は日本勤労者住宅協会その他厚生年金保険の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるもの（ハにおいて「事業主等」という。）で自ら居住するため又は直系血族その他政令で定める親族（以下この号において「直系血族等」という。）の居住の用に供するため住宅を必要とする厚生年金保険の被保険者に対して住宅の建設又は購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。以下「住宅資金」という。）の貸付けを行うもの 当該貸付けに要する資金
  - ロ 自ら居住するため又は直系血族等の居住の用に供するため住宅を必要とする国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。） 住宅資金
  - ハ 自ら居住するため又は直系血族等の居住の用に供するため住宅を必要とする厚生年金保険の被保険者で事業主等から住宅資金の貸付けを受けることが著しく困難なもの 住宅資金
- 3 (略)

(追加出資)

第十六条 政府は、承継一般業務に必要な資金に充てるため必要があると認めるときは、基金法第四条第二項の規定によるほか、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

2 基金は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(交付金)

第二十一条 政府は、基金法第三十九条の規定によるほか、予算の範囲内において、基金に対し、承継一般業務に要する費用（第十二条第二項に規定する業務を行うため必要な貸付資金を除く。）の一部に相当する金額を交付することができる。

○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）抜粋

第五十七条ノ二 政府ハ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者、被保険者タリシ者及被扶養者（以下本条ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコト努ムベシ

②政府ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金又ハ用具ノ貸付其ノ他ノ被保険者等ノ療養又ハ療養環境ノ向上ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得

③政府ハ前二項二掲グル事業ノ外被保険者等ノ分娩ノ為必要ナル費用ニ係ル資金ノ貸付其ノ他ノ被保険者等及保険給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル為必要ナル事業（次条ノ規定ニ依ル給付ヲ含ム）ヲ為スコトヲ得

第五十九条 政府ハ船員保険事業ニ要スル費用（老人保健拠出金及退職者給付拠出金並ニ介護納付金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム）ニ充ツル為保険料ヲ徴収ス

②保険料額ハ第二十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保険者タリシ期間ノ各月ニ付左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル額トス  
一 介護保険法第九條第二号ニ規定スル被保険者（以下介護保険第二号被保険者ト称ス）タル被保険者 一般保険料額（各被保険者ノ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々一般保険料率ヲ乗ジテ得タル額以下之ニ同ジ）ト介護保険料額（各被保険者ノ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ヲ乗ジテ得タル額）トノ合算額

二 介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノ被保険者 一般保険料額

③・④（略）

⑤一般保険料率ハ当分ノ間左ノ通りトス

一 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百十七ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九條ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

二 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ九十九ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

三（略）

⑥～⑫（略）

第五十九条ノ二ノ二 第五十九條第五項ノ災害保険料率ハ船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ニ要スル費用及職務上ノ事由ニ因ル介護料ニ要スル費用並ニ通勤ニ因ル疾病、負傷、障害又ハ死亡ニ關スル保険給付ニ要スル費用（政令ヲ以テ定ムル部分ヲ除ク）並ニ第五十七條ノ二第三項ノ事業ニシテ厚生労働大臣ノ定ムルモノニ要スル費用ノ予想額ヲ基礎トシ、次項ノ規定ノ適用ヲ受クル船舶所有者ノ使用スル被保険者ニ係ル災害ノ発生率其ノ他ノ事情ヲ考慮シ厚生労働大臣之ヲ定ム

②（略）

第六十条 被保険者ハ保険料額ノ中左ノ區別ニ依ル額ヲ負担シ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ハ保険料額ノ中被保険者ノ負担スル額ヲ除キタル額ヲ負担ス

一 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル）ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十四・五（第五十九條第九項又ハ第十一項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該變更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

二 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル）ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五（第五十九條第九項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該變更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

三 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十四・五（第五十九條第九項又ハ第十一項ノ規定



ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額  
四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ  
因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五(第五十九条第九項ノ規定ニ依リ一般保  
険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額

②(略)

○船員保険法第五十九条ノ二ノ二第一項の厚生労働大臣が定める災害保険料率(昭和四十五年厚生省告示第四百三十五号)

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十九条ノ二第一項の規定に基づき、災害保険料率を次のように定め、昭和四十六年一月一日から適用する。

船員保険法第五十九条ノ二ノ二第一項の厚生労働大臣が定める災害保険料率

災害保険料率は、次の各号に定める保険料の率を合算したものとす。

- 一 船員法(昭和二十二年法律第百号)に規定する災害補償に相当する給付(以下「災害補償給付」という。)のうち船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第三十条に規定する給付に要する費用に充てられるべき保険料の率 千分の四十四
- 二 災害補償給付のうち前号に定める給付以外の給付に要する費用及び通勤による疾病、負傷、障害又は死亡に関する保険給付に要する費用(船員保険法施行令第二十九条に規定する部分を除く。)に充てられるべき保険料の率 千分の二十
- 三 船員保険特別支給金支給規則(昭和五十二年厚生省令第四十五号)第二条に規定する特別支給金に要する費用に充てられるべき保険料の率 千分の六

○児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）抜粋

（拠出金の徴収及び納付義務）

第二十条 政府は、被用者に対する児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用に充てるため、次に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主
  - 二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等
  - 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの
  - 四 国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）第二百二十六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの
- 2 （略）

（拠出金の額）

第二十一条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項に規定する育児休業をしている被用者について、当該育児休業又は休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

厚生年金保険法	標準報酬月額	標準賞与額
私立学校教職員共済法	標準給与の月額	標準賞与の額
地方公務員等共済組合法	給料の額	期末手当等の額
国家公務員共済組合法	標準報酬の月額	標準期末手当等の額

- 2 前項の拠出金率は、毎年度における被用者に対する児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率（次項において「事業費充当額相当率」という。）を加えた率を基準として、政令で定める。
- 3 毎年度の事業費充当額相当率は、当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して設定しなければならない。

（児童育成事業）

第二十九条の二 政府は、児童手当の支給に支障がない限りにおいて、児童育成事業（育児に関し必要な援助を行い、又は児童の健康を増進し、若しくは情操を豊かにする事業を行う者に対し、助成及び援助を行う事業その他の事業であつて、第一条の目的の達成に資するものをいう。）を行うことができる。

○平成十六年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令（平成十六年政令第百五十八号）

平成十六年度における児童手当法第二十一条第一項の拠出金率及び同法附則第六条第二項において準用する同法第二十一条第一項の拠出金率は、合せて千分の〇・九とする。

○国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）抜粋

（設立及び業務）

第三条 各省各庁及び公社ごとに、その所属の職員及びその所管する特定独立行政法人の職員（次項各号に掲げる各省各庁にあつては、同項各号に掲げる職員を除く。）をもつて組織する国家公務員共済組合（以下「組合」という。）を設ける。

2～4 （略）

5 組合は、前二項に定めるもののほか、組合員の福祉の増進に資するため、第五十二条に規定する短期給付及び第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業（第五章を除き、以下「福祉事業」という。）を行うことができる。

（設立及び業務）

第二十一条 組合の事業のうち次項各号に掲げる業務を共同して行うため、すべての組合をもつて組織する国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）を設ける。

2 連合会の業務は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 福祉事業に関する業務

3・4 （略）

（福祉事業）

第九十八条 組合又は連合会の行う福祉事業は、次に掲げる事業とする。

一 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

二 組合員の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

三 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

四 組合員の貯金の受入れ又はその運用

五 組合員の臨時の支出に対する貸付け

六 組合員の需要する生活必需物資の供給

七 その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

八 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2・3 （略）

（費用負担の原則）

第九十九条 （略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国又は公社の負担金をもつて充てる。

一～三 （略）

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十

五 （略）

3～7 （略）

（掛金）

第一百条 掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）につき、徴収するものとする。

2 （略）

3 掛金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、組合（前条第二項第二号に規定する掛金に係るものにあつては、連合会）の定款で定める。

4～5 （略）

(負担金)

第一百零二条 (略)

2・3 (略)

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第五号までに掲げる費用(同号に掲げる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。)に充てるため国、特定独立行政法人、公社又は職員団体が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあるごとに、連合会に払い込まなければならない。

#### ○国家公務員共済組合法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第五十四号) 抜粋

(福祉経理の財源)

第七条 保健経理、医療経理、宿泊経理、住宅経理、貯金経理、貸付経理、物資経理及び指定経理(以下「福祉経理」と総称する。)に属する経理単位の財源は、福祉経理に属する他の経理単位の前事業年度における剰余金に相当する金額の範囲内において、財務大臣の承認を受けて当該他の経理単位から繰り入れられる金額を財源とすることができる。

2 法第九十九条に規定する福祉事業に要する費用に充てるべき掛金及び国、公社、独立行政法人、国立大学法人等、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第三条第一項に規定する法科大学院設置者(以下「法科大学院設置者」という。)又は職員団体の負担金は、保健経理に受け入れたのち、これを福祉経理に属する他の経理単位に繰り入れることができる。

(経理単位の余裕金)

第十三条 各経理単位(長期経理を除く。)の余裕金は、予算の定めるところにより他の経理単位に貸し付けることができる。

#### ○厚生労働省共済組法定款 抜粋

(福祉事業)

第31条 組合は、法第3条第5項の規定に基づき、次の各号に掲げる福祉事業を行う。

- (1) 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
- (2) 組合員の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- (3) 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- (4) 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- (5) 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- (6) その他組合員の福祉の増進に資するための事業

(掛金及び負担金の額)

第32条 法第99条第2項第1号、第1号の2及び第4号並びに第6項並びに第122条の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員(任意継続組合員を除く。)の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第42条第1項に規定する標準報酬の月額(以下「標準報酬の月額」という。)及び法第42条の2第1項に規定する標準期末手当等の額(以下「標準期末手当等の額」という。)に同表に掲げる掛金率又は負担金率(介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護保険第2号被保険者」という。)の資格を有しない組合員にあつては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。)を乗じて得た額とし、法第126条の5第2項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第49条の2の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率(介護保険第2号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあつては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。)を乗じて得た額とする。

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	$\frac{32.40}{1,000}$	$\frac{1.03}{1,000}$	$\frac{3.86}{1,000}$	$\frac{32.40}{1,000}$	$\frac{1.03}{1,000}$	$\frac{3.86}{1,000}$
短期組合員	$\frac{32.40}{1,000}$	$\frac{1.03}{1,000}$	$\frac{3.86}{1,000}$	$\frac{32.40}{1,000}$	$\frac{1.03}{1,000}$	$\frac{3.86}{1,000}$
船員組合員	$\frac{24.00}{1,000}$	$\frac{1.03}{1,000}$	$\frac{3.86}{1,000}$	$\frac{40.80}{1,000}$	$\frac{1.03}{1,000}$	$\frac{3.86}{1,000}$
任意継続組合員	$\frac{64.80}{1,000}$	$\frac{2.06}{1,000}$	$\frac{7.72}{1,000}$			

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）抜粋

（設立）

第三条 次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に掲げる職員をもつて組織する当該各号の地方公務員共済組合（次項に規定する都市職員共済組合を含み、以下「組合」という。）を設ける。

- 一 道府県の職員（次号及び第三号に掲げる者を除く。） 地方職員共済組合
  - 二 公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員 公立学校共済組合
  - 三 都道府県警察の職員 警察共済組合
  - 四 都の職員（特別区の職員を含み、第二号及び前号に掲げる者を除く。） 都職員共済組合
  - 五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の職員（第二号に掲げる者を除く。） 指定都市ごとに、指定都市職員共済組合
  - 六 指定都市以外の市及び町村の職員（第二号に掲げる者を除く。） 都道府県の区域ごとに、市町村職員共済組合
- 2 この法律の施行の日の前日において、旧市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の規定の全部の適用を受けていなかった指定都市以外の市（以下この項において「市」という。）の職員（前項第二号に掲げる者を除く。）については、同項第六号の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、一の市の職員又は二以上の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合を設けることができる。
- 3・4 （略）

（市町村連合会）

第二十七条 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の事業のうち次項に規定する業務を共同して行うとともに、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもつて組織する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）を置く。

- 2 （略）
- 3 市町村連合会は、前項に規定する業務のほか次に掲げる事業を行う。
  - 一～三 （略）
  - 四 福祉事業を行うこと。
  - 五 （略）
- 4～7 （略）

（福祉事業）

第百十二条 組合（市町村連合会を含む。以下この条において同じ。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
  - 一の二 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
  - 二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
  - 三 組合員の貯金の受入れ又はその運用
  - 四 組合員の臨時の支出に対する貸付け
  - 五 組合員の需要する生活必需物資の供給
  - 六 その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの
- 2～5 （略）

（費用の負担）

第百十三条 （略）

- 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

- 一～三 (略)
- 四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十
- 五 (略)
- 3～7 (略)

(掛金)

第百十四条 掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）につき、徴収するものとする。

2 (略)

3 掛金は、主務省令で定めるところにより、組合員の給料の額及び期末手当等の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。次項において同じ。）を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合は、組合の定款（長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合については、地方公務員共済組合連合会の定款）で定める。

4・5 (略)

(負担金)

第百十六条 (略)

2・3 (略)

4 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところにより、第百十三条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる費用（同号に掲げる費用にあつては、長期給付に係るものに限る。）に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額を、当該金額の払込みがあるごとに、市町村連合会に払い込まなければならない。

○地方職員共済組合定款 抜粋

(福祉事業)

第三十六条 組合は、理事長の定めるところにより、次に掲げる福祉事業を行う。

- 一 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
- 一の二 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- 二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- 三 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- 四 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- 五 組合員の需要する生活必需物資の供給

(掛金及び負担金の額)

第三十七条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の給料（運営規則で定める仮定給料を含む。以下同じ。）及び期末手当等（運営規則で定める仮定期末手当等を含む。以下同じ。）の額にそれぞれ次の各表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 給料の額に乗じる割合

組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000分の36.98	1,000分の4.93	1,000分の1.48	1,000分の36.98	1,000分の4.93	1,000分の1.48
知事組合員						
船員一般組合員	1,000分の29.48	1,000分の4.93	1,000分の1.48	1,000分の51.98	1,000分の4.93	1,000分の1.48

(2) 期末手当等の額に乗じる割合

組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合		
	短期給付分		福祉事業	短期給付分		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000分の29.58	1,000分の3.94	1,000分の1.18	1,000分の29.58	1,000分の3.94	1,000分の1.18
知事組合員						
船員一般組合員	1,000分の23.58	1,000分の3.94	1,000分の1.18	1,000分の41.58	1,000分の3.94	1,000分の1.18



○私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）抜粋

（管掌）

第二条 私立学校教職員共済制度は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が、管掌する。

（福祉事業）

第二十六条 事業団は、加入者の福祉を増進するため、次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行う。

- 一 加入者及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
- 二 加入者の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- 三 加入者の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- 四 加入者の貯金の受入れ又はその運用
- 五 加入者の臨時の支出に対する貸付け
- 六 加入者の需要する生活必需物資の供給
- 七 その他加入者の福祉の増進に資する事業で共済規程で定めるもの

2～4 （略）

（掛金）

第二十七条 事業団は、共済業務に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

- 2 掛金は、加入者期間の計算の基礎となる各月（介護納付金（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金をいう。以下同じ。）に係る掛金にあつては、当該各月のうち加入者（附則第二十項の規定により健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付のみを受けることができることとなつた加入者を除く。）の資格及び介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を併せ有する日を含む月（政令で定めるものを除く。）に限る。）につき、徴収するものとする。
- 3 前二項の規定による掛金は、加入者の標準給与の月額及び標準賞与の額を標準として算定するものとし、その標準給与の月額及び標準賞与の額と掛金との割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

（掛金の折半負担等）

第二十八条 加入者及びその加入者を使用する学校法人等は、前条の規定による掛金を折半して、これを負担する。

2・3 （略）

○私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）抜粋

（掛金の割合）

第二十九条 法第二十七条第一項の規定による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、千分の百十から千分の二百三十の範囲内とする。

○日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）抜粋

（業務）

第二十三条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。
- 二 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育（私立の専修学校及び各種学校の教育を含む。以下この項において同じ。）に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。

- 三 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。
  - 四 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その配付を行うこと。
  - 五 私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。
  - 六 共済法第二十条第一項に規定する短期給付を行うこと。
  - 七 共済法第二十条第二項に規定する長期給付を行うこと。
  - 八 共済法第二十六条第一項に規定する福祉事業を行うこと。
  - 九 第一号から第五号までの業務に附帯する業務を行うこと。
- 2～4 (略)

○日本私立学校振興・共済事業団共済規程 抜粋

(福祉事業)

第二十五条 事業団は、加入者に対し共済法第二十六条第一項第一号から第六号までに掲げる事業及び次項に規定する事業を、加入者であった者に対し第三項に規定する事業を行う。

2・3 (略)

(掛金等)

第二十六条 事業団は、共済業務に要する費用に充てるため、掛金又は任意継続掛金を徴収する。

2 掛金は、加入者の標準給与の月額及び標準賞与の額を標準として算定するものとし、その標準給与の月額及び標準賞与の額と掛金との割合は、次の表に掲げる加入者の種別等に応じ、同表に定めるところによる。

		掛 金 率									
		短 期 掛 金 率					長 期 掛 金 率				
		合計	内 訳				期間の区分	合計	内 訳		
短期給付分	事務費分		福祉事業分	介護分	長期給付分	事務費分			福祉事業分		
甲種加入者	介護納付金に係る掛金の徴収対象月	千分の七十五・七五	千分の六十五・二	千分の〇・八	千分の一・二	千分の八・五五	平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	千分の百十・一四	千分の百八・一四	千分の〇・八	千分の一・二
							平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	千分の百十三・六八	千分の百十一・六八		
							平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	千分の百十七・二二	千分の百十五・二二		
							平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	千分の百二十・七六	千分の百十八・七六		
							平成二十一年四月以後の月分	千分の百二十四・三〇	千分の百二十二・三〇		
	その他の月	千分の六	千分の六	千分の〇	千分の一	平成十七年四月か	千分の百	千分の百	千分の〇	千分の一	

		十七・二	十五・二	・八	・二		から平成十八年三月までの月分	十・一四	八・一四	・八	・二
							平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	千分の百十三・六八	千分の百十一・六八		
							平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	千分の百十七・二二	千分の百十五・二二		
							平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	千分の百二十・七六	千分の百十八・七六		
							平成二十一年四月以後の月分	千分の百二十四・三〇	千分の百二十二・三〇		
乙種加入者	介護納付金に係る掛金の徴収対象月	千分の七十六・四五	千分の六十五・二	千分の〇・八	千分の一・九	千分の八・五五					
	その他の月	千分の六十七・九	千分の六十五・二	千分の〇・八	千分の一・九						
	丙種加入者						平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	千分の百十・八四	千分の百八・一四	千分の〇・八	千分の一・九
							平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	千分の百十四・三八	千分の百十一・六八		
							平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	千分の百十七・九二	千分の百十五・二二		
							平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	千分の百二十一・四六	千分の百十八・七六		
							平成二十一年四月以後の月分	千分の百二十五・〇〇	千分の百二十二・三〇		

備考 この表及び次項の表において「介護納付金に係る掛金の徴収対象月」とは、共済法第二十七条第二項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとなる月をいう。

3・4 (略)